

棚倉町ホームページ広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、棚倉町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成23年棚倉町要綱第4号。以下「要綱」という。）に基づき、町が作成する棚倉町ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 要綱第5条の規定による町長が定める広告の掲載位置は、原則として棚倉町ホームページのトップページとし、町が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は、1枠につき縦60ピクセル×横180ピクセルとし、40キロバイト以内のJPEG形式又はGIF形式とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1箇月単位とし、1回の申込みにつき最長12箇月とする。

(掲載募集枠等)

第5条 募集枠は、3枠とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、募集枠を増やすことができる。

2 同一の広告掲載希望者が申し込むことができる広告は、1箇月につき1ドメイン1枠を限度とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠につき月額1万円とする。

(広告掲載料の還付)

第7条 要綱第13条に定める還付金の金額は、日割計算により算出し、1円未満を切り捨てた額によるものとする。ただし、広告掲載ができなかった期間が連続して24時間に満たないときは、日数に算入しない。

(広告内容、デザイン等の協議)

第8条 広告の内容、デザイン、リンク先の内容等については、町の信頼性等を損なうことのないよう町と事前に協議しなければならない。

(広告内容等の変更)

第9条 町長は、広告を掲載した後において、広告の内容、デザイン、リンク先の内容等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断し、若しくは要綱及びこの基準に抵触していると判断したときは、広告主の了解を得ることなく、当該広告を削除することができる。この場合において、広告掲載料は、還付しない。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 23 年 2 月 7 日から施行する。

この基準は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。